

## 相続対策の土台「賃貸経営」をもう一度学ぶ

相続財産の4割は不動産です。「資産家」や「地主」と呼ばれている方であればこの割合はもっと高くなるのではないのでしょうか？

つまりはこの不動産をどう扱うかが「相続対策」のカギを握るといっても過言ではありません。不動産相続対策としては「価値を下げずに評価を減らす」、「不動産を移す、なくす」、「不動産を活用して収益を生み出す」、「借金対策をする」等あります。

本ゼミナールでは「不動産を活用して収益を上げる」ことにフォーカスして、相続対策の土台となる「賃貸経営をもう一度学ぶ」と題して不動産オーナーであれば、絶対理解しておきたい「改正民法」をはじめ、貸家建付地評価減を100%使うための空室対策、さらには、ご所有不動産を最大限生かして収益をしっかりと確保する。

単なるアパート・マンションオーナーから経営者、投資家としての視点をもつことのできる、知識、情報をお届けいたします。

回数	テーマ・講師
<b>第1回</b>  <b>4月18日(土)</b>  <b>14:00~16:00</b> (受付:13:30~)  ミューザ川崎4階 第3会議室	<b>いよいよスタート『民法改正』オーナーへの影響は大！</b> ~どう変わる?! 民法が賃貸借契約に与える影響~  トラブルの多い敷金返還や原状回復、連帯保証の上限設定、更には台風等の被害による一部滅失による賃料の減額。オーナーとして絶対に理解しておかなければならない改正ポイントについて解説。賃貸経営における様々なリスクをどう防ぐのか、トラブルが起きた時にはどう対応するかも合わせてお伝えいたします。  <b>講師:財産ドック・第一ハウジング株式会社 代表取締役 加藤 豊</b> ■弁護士、税理士、測量士等とご相談事のワンストップサービス、チームコンサルティングで不動産を中心としたコンサルティングを得意とする。北海道から九州まで全国52カ所にパートナー相談所を設け、全国のご実家相続、不動産活用に対応。 ■資格:相続アドバイザー・不動産コンサルティングマスター・ファイナンシャル・プランナー(AFP)・家族信託コーディネーター・賃貸経営管理士・投資不動産取引士・宅地建物取引士
第2回 6月中旬予定	今年もやります! 超人気セミナー 『これが「空室」を埋めるリフォームだ!』
第3回 9月中旬予定	『アパート、マンション経営 増える「所得税対策」はこうする!』 ~所得は黒字、キャッシュはゼロ!? 増えた所得はこうして守る~
第4回 12月中旬予定	『投資家目線のアパート・マンション経営』 ~地主・アパート・マンションオーナーから「経営者」「投資家」へ不動産をしっかりと働かせて、お金を生み出しましょう~

※各回のテーマは講師の都合等で変更になる事があります。予めご了承ください。

### 【お問い合わせ・お申込み】

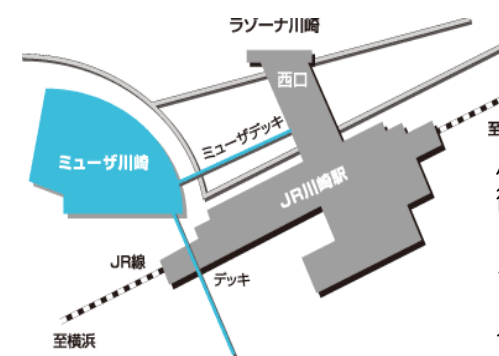
主催／(株)財産ドック

電話:044-541-1121  
FAX:044-542-2860  
e-mail:info@zaisandoc.jp

共催／第一ハウジング(株)

電話:044-541-5000  
FAX:044-541-5222  
e-mail:info@machikado.co.jp

会場:ミューザ川崎 **会議室3**



川崎駅西口より  
徒歩1分

ミューザデッキからミューザ川崎  
2階に入り中央の大エスカレーターで4階へ。右手に総合受付があり、会議室3は一番奥です。

ご参加者			
(フリガナ) お名前		電 話	
e-mail			
ご住所	〒		